

0 企業概要について

（1）業種

貴社の業種について、最も近いものを選択してください。

- ア. 農林水産業
- イ. 建設業
- ウ. 製造業
- エ. 電気・ガス・熱供給・水道業
- オ. 情報通信業
- カ. 運輸業
- キ. 卸売業・小売業
- ク. 金融業・保険業
- ケ. 不動産業・物品賃貸業
- コ. 学術研究、専門・技術サービス業
- サ. 宿泊業・飲食サービス業
- シ. 生活関連サービス業、娯楽業
- ス. 教育、学習支援業
- セ. 医療・福祉
- ソ. 複合サービス業
- タ. サービス業（他に分類されないもの）

（2）所在地域

貴社の所在する地域について、一番近いものを選択してください。

（複数事業所がある場合は、本所が所在する地域を選択してください。）

- ア. 東部地域
（沼津市、三島市、富士市、富士宮市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町）
- イ. 中部地域
（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）
- ウ. 西部地域
（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川町、森町）
- エ. 伊豆地域
（熱海市、伊豆の国市、伊豆市、伊東市、東伊豆町、西伊豆町、河津町、松崎町、下田市、南伊豆町、函南町）

(3) 資本金

貴社の資本金について、最も近いものを選択してください。

- ア. 1千万円以下
- イ. 1千万円超～5千万円以下
- ウ. 5千万円超～1億円以下
- エ. 1億円超～3億円以下
- オ. 3億円超

(4) 従業員数

貴社が常時使用する従業員の数について、選択してください。

- ア. 5人以下
- イ. 6人以上～20人以下
- ウ. 21人以上～50人以下
- エ. 51人以上～100人以下
- オ. 101人以上～300人以下
- カ. 301人以上～2,000人以下
- キ. 2,001人以上

I 価格転嫁について

Q1 エネルギー費の高騰の影響（必須）

エネルギー費（電気、ガスなど）の高騰について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 影響がある
- イ. 影響がない
- ウ. 分からない

Q1-2 原材料費の高騰の影響（必須）

原材料費の高騰について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 影響がある
- イ. 影響がない
- ウ. 分からない

Q1-3 人件費の高騰の影響（必須）

人件費の高騰について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 影響がある
- イ. 影響がない
- ウ. 分からない

Q2 価格交渉の実施状況（必須）

貴社の価格交渉の実施状況について、選択してください。

- ア. している
- イ. していない

Q3 価格交渉をするにあたり相談した社外の機関等（必須）

【Q2で「ア」を選択した方のみ回答】

価格交渉をするにあたり相談した社外の機関等について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 特に相談はしていない
- イ. 所属する商工団体、経済団体や静岡県産業振興財団
- ウ. よろず支援拠点、下請かけこみ寺
- エ. 取引のある金融機関
- オ. 税理士、中小企業診断士
- カ. 弁護士
- キ. 同業他社
- ク. その他（自由記載）

Q3-2 ク. その他【自由記載欄】

Q3で「ク」を選択した方は、機関名等を記入してください。（入力文字数： 0/ 200）

Q3-3 ア. 特に相談はしていない場合の理由

Q3で「ア」を選択した方は、相談していない理由についてあてはまるものを全て選択してください。

- ア. 社内で独自に交渉ノウハウ（原価計算含む）を保持している
- イ. 相談窓口の存在を知らない
- ウ. その他（自由記載）

Q3-4 オ. その他【自由記載欄】

Q3-3で「ウ」を選択した方は、理由を記入してください。（入力文字数： 0/ 200）

Q4 価格交渉していない理由

【Q2で「イ」を選択した方のみ回答】

価格交渉していない理由について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 価格交渉を実施する方法が分からない
- イ. 価格交渉に取り組む人間的な余裕がない
- ウ. （コスト高騰がないなどの理由により）価格交渉する必要がない
- エ. その他（自由記載）

Q4-2 エ. その他【自由記載欄】

Q4で「エ」を選択した方は、理由を記入してください。(入力文字数： 0/ 200)

Q5 コスト高騰に対し、価格転嫁できた割合（必須）

コスト高騰に対し、価格転嫁できた割合について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 10割
- イ. 9割
- ウ. 8割
- エ. 7割
- オ. 6割
- カ. 5割
- キ. 4割
- ク. 3割
- ケ. 2割
- コ. 1割
- サ. 全くできていない

Q5-2 価格転嫁できたコストについて（必須）

価格転嫁できたコストについて、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. エネルギー費
- イ. 原材料費
- ウ. 労務費
- エ. 価格転嫁できなかった

Q6 価格転嫁が十分にできない理由（必須）

【Q5で「ア」以外を選択した方のみ回答】

価格転嫁が十分にできない理由について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 他社との価格競争が激しい
- イ. 販売先との交渉が困難
- ウ. 販売量・売上の減少を懸念
- エ. 長期契約、年間契約で変更が困難
- オ. 価格高騰は一時的とみているため
- カ. 転嫁せずとも十分利益を確保
- キ. 価格交渉のためのデータを揃えるのが困難
- ク. その他（自由記載）

Q6-2 ク. その他【自由記載欄】

Q6で「ク」を選択した方は、価格転嫁が十分にできていない理由を記入してください。
(入力文字数： 0/ 200)

Q7 コスト高騰に対する価格転嫁以外の対応策

【Q5で「ア」以外を選択した方のみ回答】

コスト高騰に対する価格転嫁以外の対応策について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 製品・サービスの設計、仕様、原材料の変更
- イ. 高付加価値化による価格引き上げ
- ウ. 製品・サービスの納期の変更
- エ. 間接部門の経費節減
- オ. 物流の見直し、効率化
- カ. 省エネルギー化の推進
- キ. 設備の能力の増強による生産性向上
- ク. その他（自由記載）

Q7-2 ク. その他【自由記載欄】

Q7で「ク」を選択した方は、対応策について記入してください。(入力文字数： 0/ 200)

Q8 価格転嫁により実現した（予定を含む）成果

【Q5で「サ」以外を選択した方のみ回答】

価格転嫁により実現した（予定含む）成果について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 一定程度の収益の維持
- イ. 賃上げ（最低賃金対応を含む）
- ウ. 新たな雇用の確保、離職防止等
- エ. デジタル化等、生産性向上に向けた投資
- オ. その他（自由記載）

Q8-2 オ. その他【自由記載欄】

Q8で「オ」を選択した方は、成果について記入してください。（入力文字数： 0/ 200）

※以下、Q9～Q11-2については、発注者側の立場でお答えください。

Q9 取引先との価格交渉の頻度（必須）

取引先との価格交渉をどのくらいの頻度で実施しているか、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 申し入れがあれば実施
- イ. 定期的（年1回）に実施
- ウ. 定期的（年2回）に実施
- エ. 定期的（年3回以上）に実施
- オ. 実施していない

Q10 取引先からの価格転嫁の要請状況（必須）

過去1年間（2025年8月～2026年7月）において、取引先から原材料費や人件費などのコスト上昇を理由とした価格転嫁の要請がありましたか。

- ア. 全ての商品・サービスについて要請があった
- イ. 一部の商品・サービスについて要請があった
- ウ. 要請はなかった

Q11 価格転嫁に応じる判断基準（必須）

取引先からの価格転嫁の要請に対し、貴社がその価格を受け入れるか否かを判断する際、最も重視する要素について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 根拠資料の明確さ・妥当性
- イ. 代替調達先の有無
- ウ. 取引の継続性・安定性（長期的な協力関係の維持）
- エ. 商品・サービスの独自性・希少性
- オ. 業界の慣行・市場価格
- カ. 自社の最終製品への価格転嫁の可能性
- キ. その他（自由記載）

Q11-2 キ. その他【自由記載欄】

Q11 で「キ」を選択した方は、価格受入れの判断において最も重視する要素について記入してください。（入力文字数： 0/ 200）

Ⅱ 賃上げについて

※本調査における「賃上げ」は、定期昇給を除く基本給の底上げ（ベースアップ）のことを指します。また、Q12～Q12-9については、令和7年度（2025年4月～2026年3月）の状況について、ご回答ください。

Q12 賃上げの実施について（必須）

令和7年度（2025年4月～2026年3月）に賃上げを実施しましたか。

- ア. 実施した
- イ. 実施しなかった

Q12-2 賃上げ率について

【Q12で「ア」を選択した方のみ回答】

賃上げを実施した場合、賃上げ率について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 0%以上～3%未満
- イ. 3%以上～5%未満
- ウ. 5%以上～10%未満
- エ. 10%以上

Q12-3 賃上げの理由について

【Q12で「ア」を選択した方のみ回答】

賃上げを実施した理由について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 従業員の勤務意欲（モチベーション）向上のため
- イ. 社内の人材定着率向上のため
- ウ. 最低賃金引上げに対応するため
- エ. 業界内における採用競争力の強化のため
- オ. 業績好調による利益還元を実施したため
- カ. その他（自由記載）

Q12-4 カ. その他【自由記載欄】

Q12-3で「カ」を選択した方は、賃上げを実施した理由を記入してください。

（入力文字数： 0/ 200）

Q12-5 賃上げの原資確保方法について

【Q12で「ア」を選択した方のみ回答】

賃上げを実施するにあたって必要な原資（資金や利益）を確保した方法について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 価格転嫁
- イ. 社内のDX化や工程見直し等の生産性向上の取組
- ウ. 社内の不採算部門の縮小・撤退
- エ. 自社の利益を削った
- オ. その他（自由記載）

Q12-6 カ. その他【自由記載欄】

Q12-5で「カ」を選択した方は、賃上げの原資を確保した方法を記入してください。

（入力文字数： 0/ 200）

Q12-7 賃上げの原資確保状況について

【Q12で「ア」を選択した方のみ回答】

賃上げ実施にあたって要した原資（資金や利益）について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 十分に確保できた
- イ. ある程度確保できた
- ウ. あまり確保できなかった
- エ. 全く確保できなかった

Q12-8 賃上げを実施しなかった理由について

【Q12で「イ」を選択した方のみ回答】

賃上げを実施しなかった理由について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 売上減少やコスト増加等により、賃上げの原資を確保できなかったため
- イ. 最低賃金改定等には対応済みであり、賃上げの必要性を感じなかったため
- ウ. 将来的な賃上げ要請に対応できなくなると考えたため
- エ. 将来的なコスト増に対応できなくなると考えたため
- オ. 既に賃上げを実施しており、今回の調査対象期間では実施しなかった
- カ. その他（自由記載）

Q12-9 カ. その他【自由記載欄】

Q12-8 で「カ」を選択した方は、賃上げを実施しなかった理由を記入してください。

(入力文字数： 0/ 200)

Ⅲ パートナーシップ構築宣言について

Q13 パートナーシップ構築宣言の登録状況（必須）

パートナーシップ構築宣言の登録状況について、選択してください。

- ア. 既に登録している
- イ. 今後登録する予定
- ウ. 登録するか否か検討中
- エ. 全く登録するつもりはない

Q13-2 パートナーシップ構築宣言登録の影響

【Q13で「ア」を選択した方のみ回答】

パートナーシップ構築宣言の影響について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. プラスの影響が大いにあった
- イ. プラスの影響がややあった
- ウ. 特に影響はない
- エ. マイナスの影響があった

Q13-3 パートナーシップ構築宣言登録のプラスの影響の内容

【Q13-2で「ア」又は「イ」を選択した方のみ回答】

パートナーシップ構築宣言登録のプラスの影響の内容について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. 取引先との信頼関係の強化
- イ. 補助金申請の加点などインセンティブの活用
- ウ. SDGsの達成
- エ. 企業価値の向上
- オ. 受注者側の立場で価格交渉が行いやすくなった
- カ. その他（自由記載）

Q13-4 カ. その他【自由記載欄】

Q13-3で「カ」を選択した方は、プラスの影響の内容について記入してください。

（入力文字数： 0/ 200）

Q13-5 パートナーシップ構築宣言登録のマイナスの影響の内容

【Q13-2 で「エ」を選択した方のみ回答】

パートナーシップ構築宣言登録のマイナスの影響の内容について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. インセンティブなどのメリットを感じにくい
- イ. 社内関係者から理解が得られず苦勞した
- ウ. 取引先（受注者）から無理な価格交渉を強いられた
- エ. 取引条件を見直したことで影響が生じた
- オ. その他（自由記載）

Q13-6 オ. その他【自由記載欄】

Q13-5 で「オ」を選択した方は、マイナスの影響の内容について記入してください。

（入力文字数： 0/ 200）

Q13-7 補助金の加点措置の認知状況（必須）

静岡県の補助金において、パートナーシップ構築宣言企業に対して加点措置していることをご存じですか。

- ア. 知っている
- イ. 知らない

Q14 パートナーシップ構築宣言登録の取引先への周知方法

【Q13 で「ア」を選択した方のみ回答】

パートナーシップ構築宣言の取引先への周知方法について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. プレスリリースを実施
- イ. 宣言文を自社HPに掲載
- ウ. 名刺・文書等にロゴマークを記載
- エ. 取引先に宣言文を手交・メール等で周知
- オ. 個別の打ち合わせなど口頭で取引先へ周知
- カ. 会議等で取引先へ一斉周知
- キ. 周知方法を検討中
- ク. 宣言について周知していない

Q15 パートナーシップ構築宣言登録の社内への周知

【Q13で「ア」を選択した方のみ回答】

パートナーシップ構築宣言の社内全体への周知方法について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. メール、SNS等で個別に周知
- イ. 社員向けHP・社内報等で周知
- ウ. パンフレットや名刺にロゴを記載し意識付け
- エ. 社員教育・研修等で周知
- オ. 会議等で周知
- カ. 経営層からの指示・訓示等で周知
- キ. 宣言文を配布
- ク. 周知方法を検討中
- ケ. 宣言について周知していない

Q16 パートナーシップ構築宣言の宣言内容について

【Q13で「ア」を選択した方のみ回答】

パートナーシップ構築宣言の宣言内容に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費指針）」に関する内容も含めていますか。

- ア. 含めている
- イ. 含めていない

Q17 パートナーシップ構築宣言の宣言内容の見直し

【Q13で「ア」を選択した方のみ回答】

中小企業庁では、宣言を公表する際の参考となる「ひな形」を定期的に改正していますが、パートナーシップ構築宣言の宣言後、宣言内容の見直しを行っていますか。

- ア. 定期的に行っている
- イ. (ひな形の改正等に合わせて) 必要があれば行っている
- ウ. 今後行う予定
- エ. 行っていない

IV 取引適正化について

Q18 「取適法」の認知状況（必須）

2026年1月から、旧下請法に協議を適切に行わない代金額の決定や手形払等の禁止などを追加した「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（通称「取適法（とりてきほう）」）が施行されていますが、このことをご存じですか。

- ア. 知っている
- イ. 知らない

※以下、Q19については、発注者側の立場でお答えください。

Q19 取引に関するルール・関係法令等の社内教育（必須）

自社の調達・購入担当者に対して実施している、取引に関する関係法令・ルール等の社内での教育内容について、貴社の状況に最も近いものを選択してください。

- ア. 教育、研修を実施しており、その際にパートナーシップ構築宣言文の提示等もしている
- イ. 教育、研修を実施しているが、その際にパートナーシップ構築宣言文の提示等はない
- ウ. 経営会議等で法的な項目を説明し、周知を図っている
- エ. 現在検討中
- オ. 特別に教育は実施していない（予定もない）

Q20 「労務費指針」の認知状況（必須）

労務費の適切な転嫁を実現するため、公正取引委員会と内閣官房が2023年11月に策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費指針）」をご存じですか。

- ア. 内容も含めて知っている
- イ. 指針があることは知っているが、内容は知らない
- ウ. 知らない

Q20-2 労務費指針の取組状況

【Q20で「ア」を選択した方のみ回答】

労務費指針では、発注者と受注者双方が採るべき行動や求められる行動として、経営トップの関与や定期的な協議の実施、相談窓口の活用など、12の行動指針が挙げられていますが、この指針に沿った取組を行っていますか。

- ア. 行っている
- イ. 今後行う予定
- ウ. 行わない
- エ. 分からない

Q21 「振興基準」の認知状況（必須）

受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として、受託中小企業振興法の規定に基づき定められた「振興基準」をご存じですか。

- ア. 内容も含めて知っている
- イ. 基準があることは知っているが、内容は知らない
- ウ. 知らない

Q21-2 振興基準の取組状況

【Q21で「ア」を選択した方のみ回答】

振興基準では、例えば委託事業者に対し、一方的な原価低減要請を行わないことや、代金は可能な限り現金で支払うことなどが求められていますが、この基準に沿った取組を行っていますか。

- ア. 行っている
- イ. 今後行う予定
- ウ. 行わない
- エ. 分からない

V 行政に期待する取組や支援

Q22 パートナーシップ構築宣言の普及に向けた行政の取組（必須）

パートナーシップ構築宣言の更なる普及に向けて効果的と考える行政の取組について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. メリット等の情報提供
- イ. 補助金の加点措置等拡充
- ウ. 不安や懸念を払う情報提供
- エ. 県公共事業での優遇措置
- オ. 登録方法の支援
- カ. その他（自由記載）

Q22-2 カ. その他【自由記載欄】

Q22で「カ」を選択した方は、効果的と考える行政の取組について記入してください。
(入力文字数： 0/ 200)

Q23 適切な価格転嫁を進めるために、行政に期待する支援（必須）

適切な価格転嫁を進めるために、行政に期待する支援について、あてはまるものを全て選択してください。

- ア. メディアを活用した気運醸成
- イ. 業界ごとの取組の推進
- ウ. 関連制度や相談窓口の周知
- エ. 指導・監督の強化
- オ. ホームページ等での価格交渉に資するデータ、好事例の提供
- カ. 価格交渉を行うための準備や助言を行う専門家の派遣
- キ. 価格交渉の基礎知識等を習得できる講習会やセミナーの開催
- ク. その他（自由記載）

Q23-2 ク. その他【自由記載欄】

Q23で「ク」を選択した方は、行政に期待する支援について記入してください。
(入力文字数： 0/ 200)